## 郡山会場(ビックパレットふくしま 多目的展示ホールA) 10月22日(月)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	年間20mSV以下という基準は、帰町するための基準なのか。	内閣府	年間20mSVは避難指示解除準備区域と先ほどご説明しました。避難指示解除準備区域に見直しされても、すぐにその地域に帰って下さいという意味ではございません。これは、あくまでも区域の見直しを行うと、その区域がこれまでの警戒区域とか計画的避難区域のような制約的な扱いではなくて、除染であるとかインフラの復旧であるとか、そういう作業がしやすくなるというもので近ざいます。一時的な立ち入りをするようになりますけども、避難指示というのは継続しておりますので、住むことは出来ません。従いまして、20mSVを下回ったとしても、すぐに帰るようにという意味合いでは無いことをご理解頂ければ有り難いと思います。
2	仮置き場での保管期間は搬入から3年程度とあるが、5年経っても3年程度とされては困る。信用できるのか。	環境省	住民の皆さまが帰れる環境を構築するための除染計画を国が作りまして、そのために除染で出たものを仮置き場に置いて、そしてその場所は、皆さんにまたお使いいただけるという事で、仮でご相談しております。 そして、それを中間貯蔵施設に移していくという設計をしておりまして、それは、このように3年計画ということで皆様とお話しております。 これは、しっかりとやっていかなくてはならないと思っております。
3	区域の見直しを、本日発表して頂きたい。新聞報道では、大字、小字単位で見直しされるとなっていた。		区域見直しの具体的な案について、現状をご説明します。現在、国と浪江町役場の間で線量図を基に、具体的な線引きをどのように進めていこうか、という検討作業を、正に一生懸命進めている所でございます。幾つかの案の突合せをしながらで、なかなか進んでおりません。残念ながら、現状では具体的な線引きの案までたどり着いていないのが現状でございます。これから国と町との間でしっかりと協議をしながら出来るだけ早めに区域見直しが出来るように、私ども頑張って参りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
4	納税証明書など固定資産税評価額がわかるものの 提出は、必要ないのか。 高額な庭木や大きな家は、賠償で考慮されるの か。	資源エネルギー 庁	不動産の部分の作法について、先ず固定資産評価額を基に試算する方法と平均新築単価を基に算出する方法を東京電力で計算して皆様に提出させて頂く方法を考えています。固定資産評価額の条項は、地権者に限られた情報でございまして、このところの情報提供をどうするのかというところを整理させて頂いているところです。現状では、皆様に情報開示について同意いただければ、皆様の手を煩わせることなく固定資産の情報を頂きまして東京電力の方で計算して、計算結果を皆さんに提出するといったところを考えているということでございます。それに応じて、計算結果にご納得し頂ける場合は同意して頂きますし、これでは低すぎると言った場合、例えば仰っていただいた庭木に盆栽があるですとか、そういったところにつきましては、先ずはそういったものがあると自己申告して頂くことになります。自己申告して頂きまして、必要に応じて写真で確認出来るものは確認して、現場で確認しなければならないものは現場で確認しながら、個別評価を行って、しっかりとした算定額を出すという流れになります。

No.	質問内容	回答者	回答内容
5	不動産鑑定士の鑑定結果を基にした請求は可能か。	資源エネルギー 庁	具体的には、個別評価の手続きの流れは決まっておりません。その中で住民の方々がご依頼した不動産鑑定士の鑑定結果を含めて、東京電力でも不動産鑑定士を用意して、両方の不動産鑑定士で、適正な評価額を決めていく形を考えております。まだ、しっかりと制度が構築されていませんので、構築ししだい皆様にお知らせしたいと考えております。
6	5年間帰町しない考えは、国に通用するのか。	馬場町長	帰町まで5年、帰れないというより、生活できない。要するにインフラの復旧ですが、一番大事なライフライン、上下水道、それに医療機関、そして福祉サービス期間、理想を言えば商工業者の方々、そういう方々が戻らないと、いわゆる日常の生活が出来ない。これを逆算してみますと、それだけの時間がかかる。町としては、社会基盤、生活基盤を早く再生していきたいと思っております。しかしながら、残念ですけども、それぐらいの時間はかかるという事で、5年間は生活できないという認識をお願いしたい。 先ほど説明がありましたように、自由に出入りできるようになる地域もあります。例えば2年なり3年なりで。ただ、そこでは生活できない。宿泊をしてそこに居続けるということはできない。避難指示の解除が出来ません。解除出来ないのは、福島第1原発の事故収束の問題があります。 ただ、お墓参りも出来ない状況でしたので、やはりお墓が直せてお墓詣りができて、そして町民の方々が自由に出入りしたときに休める場所を作って、そして皆さんと交流できるように、そういったものは設置していきたいと考えている。 従って、従来の生活は出来ないという事でご理解頂きたいと考えています。
7	震災以前に賃貸で暮らしていた人には、補償があ るのか。	資源エネルギー 庁	賠償の部分の賃貸に関するところは、賠償がないのかというご指摘でございますけども、先ず不動産に関しては、あくまでこの事故で不動産価値が減った部分を損害としてお支払するので、その不動産の所有者にお支払する形になります。賃貸につきましても家財については、賃貸の方もお持ちでございます。賃貸で暮らしていらした方でも資料の11頁に記載させておりますとおり家財の賠償も行われますし、また資料の17、18頁にあるとおり避難、家賃に対する賠償もあります。こちらも実際に不動産を持っていた人だけでなく、居住していた人にも差を無く賠償させて頂くという形になります。全く無いというわけではございません。
8	浪江の森林の7割にあたる国有林の除染を国として どのように考えているか。		国有林の除染について、いわき森林管理署が管理している国有林は、地元の皆さんの山の里としてたくさんの方が働いていたと聞いております。 私どもいわき森林管理署でも、相談しながらここの除染をどのように進めていくかということを打合せしております。 ご承知のように国有林がある山は、傾斜があったり、そこを除染しますと返って土が流れてしまい、農地に入ってしまうケースもあります。いくつかのケースを考えまして、どういった除染がいいのか、これを技術的な知見を加えていきながら進めていきたいと思っております。 先ずは、住民の皆様の集落地域というものを優先しながら、並行して国有林の除染をどのように行っていくかという事を考えていきたいと思います。

No.	質問内容	回答者	回答内容
9	保障に関して、元の家が古い新しいに関わらず、建 て替えの同等の費用がかかることを考慮して頂き たい。古い家でも増改築を行っている。	資源エネルギー 庁	特に古い家の賠償についてという事で、生活再建の為には足りないというご指摘であると理解しております。 そうしたご指摘は、他の説明会でも数多く頂いているところであります。 こちらも資源エネルギー庁としましては、重く受け止めているところであります。 今回の賠償につきまして、東京電力が事故を起こしたことによりまして、皆様の大切な財産、家や土地に対しての価値を損じたところにつきまして、今回賠償基準を定めましてしっかりと賠償させて頂くといった考え方で賠償基準の考え方を作ってまいりました。 しかしながら、生活再建のためにはこれでも足りないといったご指摘を多数頂いております。 その点に関しましては、賠償を超えた部分については、その後、紛失金としまして色々な形でご用意いたしますので、生活支援策と併せて、皆様の今後の将来の生活再建を担保するような形を考えております。東京電力の賠償は賠償で考えておりますけど、そういった部分は、他の施策も併せた形でトータルで、皆様の生活再建をしっかりと行わせて頂きたいと考えております。 増改築に関しましても、床面積が増えるような増改築があれば、固定資産税評価額にも反映されることになろうかと思いますので、そういったことも個別評価の中でしかっりと評価することを実現するように詳細を詰めるところであります。こちらも補完をする仕組みをしっかり作っていきた
10	保障に関する東電の対応が、木に鼻をくくったよう な対応をされる。東電に対する指導も含めてお答え 頂きたい。	資源エネルギー 庁	東電の対応に関して、先週の一部報道で、結婚を理由に賠償を止めているといったことがありましたけども、結婚だけを理由に賠償を止めるような事はございません。東京電力の方でも事情をはっきりと把握できないために、発生してしまったことだと思いますが、そういったことが発生しないように、こちらも皆様から頂いたご意見多数ございます、それも含めて東京電力が皆様に寄り添った形で真摯に賠償の支払いを行うように、こちらからも指導していきたいと考えております。
11	地震・津波により家を失った場合の、財物補償を具体的に説明願います。	資源エネルギー 庁	地震・津波によって被害が発生した部分の原子力事故による損害賠償によるところを具体的にということですが、誠に申し訳ございません。資料に掲載させて頂いたとおり、詳細なところが決まっておりません。今、仰って頂いたケースで言いますと、津波に被災した家の2階部分が残っていて1階部分が津波に被災していることになろうかと思います。そういった建物が少しでも残っていれば、残っていた部分については、避難によって発生する損害としてしっかり賠償させて頂くという考え方を盛り込んでおります。今は考え方しかご説明できませんが、詳細が決まり次第、皆様にもお知らせさせて頂きますので、もうしばらくお時間頂ければと思います。
12	主要交通の通過交通要望として、区域見直し後に6 号線をいわきから開通して頂けるのでしょうか。	内閣府	区域の見直し関係につきまして、6号線がいわきから通れるようになるかという点。製造業の範囲についてのご質問に回答します。6号線に関しまして、現在、警戒区域が南から富岡町、そして大熊町、双葉町に引き続き警戒区域が設定されております。従いまして、その3町が警戒区域が解かれないと、いわきから浪江の方まで通過というのは、現状と同じような形になってしまします。浪江町だけ警戒区域が解かれても、南の方の警戒区域が解除されれば、それに応じた形で通過可能になります。ただ一方で警戒区域の通過については、非常にご要望もおおございますので、現在どのような形であれば通過することが可能になるかという事を、私ども国と関係する自治体との間で協議を始めております。現時点で確たる結論は、まだ出ていないですけども、これについても引き続き情報提供させて頂きたいと思います。
13	避難指示解除準備区域における居住者を対象とする事業の再開で、製造業で再開できる範囲を教えて頂きたい。	内閣府	製造業の範囲でございますけども、基本的に製造業であれば、事業を再開させるための制約を 設けない考えであります。

No.	質問内容	回答者	回答内容
14	一時解雇した従業員を再雇用した場合は、賠償の対象になるのか。	東京電力	ご質問の内容がかなり細かい内容でしたので、是非、詳細な内容を聞かせて頂いて判断したいと思います。 特別の努力に関しましては、勤めていた方が別の会社にお勤めになった際に適用すると考えておりますが、詳細については個別の状況を伺って考えさせて頂きたいと考えておりますので、この場でのご回答は明確に出来ないので、ご了承願います。申し訳ございません。
15	宅地の賠償について区域に係わらず全損扱いにす るべきだと思う。	資源エネルギー 庁	宅地の賠償がこれでは生活再建できるものではないといったご指摘であると理解していきます。こういったご指摘を多く受けております。重く受け止めております。 今回の賠償基準で定めましたものは、東京電力が事故によって皆様の大切な不動産、建物に発生させました損害、使用できないことによる損害といった部分を算定させて頂く方法をご提示させて頂いたものにございます。 ご指摘は、全額賠償すべきといったことがあったことは、重く受け止めさせて頂き私も、東京の方にしっかりと伝えさせて頂きたいと思います。
16	生活雑費を含めて月10万円の精神的賠償では足りない。交通事故の精神的賠償より低いのではないか。	資源エネルギー 庁	精神的損害が低いといったところも重く受け止めさせて頂いてます。現段階では、原子力損害賠償紛争審査会におきまして月額10万円を目安とする、その中には生活費増分も含むといったことが合理的といった方針が出ておりますので、それを踏まえる形でこちらの賠償基準でもその考え方を支持させて頂いております。一方で皆様から頂いたご意見があるといったところは、今日も頂きましたし、過去の他の町の説明会でも頂いておるところでございます。こちらにつきましては、原子力損害賠償紛争審査会の方にも、私の方から東京の同僚を通じまして伝えさせております。また、考え方が出てくるのかといったところがありますけど、今後皆様のご意見を踏まえまして、我々の中で改善できる事は改善して、それ以外でも新たな方向性が出てきましたら、それを踏まえて、対応させて頂くといったことを考えさせて頂きます。
17	第5次包括請求で就労等についての情報提供を再度求めているが、一度提供しているため新たな負担になる。	資源エネルギー 庁	就労不能の証明書に関するところですけども、申し訳ありませんが、今日ご説明させて頂いた包括請求方式、一括で将来の分までお支払させて頂くということでは、申し訳ありませんが、もう一度最新の就労状況を確認させて頂く制度を取っております。申し訳ありませんが、最新の就労状況に応じて、就労不能であることを確認して、将来にわたっての一括のお支払をするといった形でやらせて頂きたいと考えておりますので、ほんとに申し訳ないと思いますけども、その部分だけはお願いしたいと考えております。
18	避難・帰宅等に係る費用の賠償に、持ち出し困難な 財物の賠償が含まれているように思える。	資源エネルギー 庁	移動費用に、持ち出し不可能な財物のものが入っているという説明がされたという事ですけども、その部分は私の理解では間違いということでありまして、持ち出し不可能な家財は、あくまで家財の賠償で行われるべきものだと考えております。その場合、遅れてい申し訳ありませんが、スケジュールのところでご説明させて頂いた通り、財物の賠償は受け付け出来ない状況にあります。今後、不動産や建物等と一緒に家財についても、請求を受付させて頂く流れとさせて頂きたいと思います。その中で、持ち出し困難な家財につきましても、しっかりと賠償を対応させて頂きたいと考えておりますので、移動費用に含まれいるというのはおかしいものではないかと考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
19	ベクレル、ミリシーベルト、マイクロシーベルトの違いを教えていただきたい。	内閣府	来るだけわかりやすくご説明させて頂きたいと思います。 ベクレルというのは何かと申しますと、汚れ具合といいますか、放射性物質のよく言われるセシウムとか、原発から放散されたセシウムがどの程度の数があって、そこからどの程度放射線というのが出ているのか、その出元の量と考えて頂くことができると思います。 一方でシーベルトというのは、放射性物資から放射線が、よく言われるガンマー線とかアルファー線とかをお聞きになると思いますが、放射線が例えば人が被ばくしたときに、どの程度の影響を受けるのか、これがシーベルトという単位です。 先ほどが、京々の物質の量というか汚れ具合、それがベクレル。シーベルトというのは、その物質から放射はで人の体がどの程度影響を受けるのか、そういう度合いを表している指標です。 従って、この二つは統一でいるものではなく、たくさんベクレルがあってもシーベルトが少ない場合もある。少ない場合とは、離れるとか除染をしてどこかに持っていくとか、そういうことをすれば、被ばくをうける量というのは少なくなります。 従いまして、ベクレルとシーベルトは本当に紛らわしい部分もありますけども、そういう全く異なった単位であることもご理解頂ければと思います。 例えば、水の汚れだったり土の汚れだったりすれば、1キロあたりどのくらいベクレルがあるのか1リットルあたりどれ位あるのかといった話になりますし、このあたりの線量だったり空間線量というのは、放射性物質から出ている放射線の強さというのが、人への影響に直結するわけですから、こういったものがシーベルトで表すということです。マイクロとかまりとか、いろいろ単位の前についていますけども、これは専門的な物理学の用語で、千分の1とか百万分の一とか非常に小さいものを表すために、単位の前に付けるものでございます。ですから、ミリシーベルトよりは、マイクロシーベルトの方が非常に影響は少ないということでございます。また、政府としても放射性の影響については啓発、広報が足りていないと思っておりますので、今後とも機会をとらえて進めていきたいと思っております。
20	避難解除準備地区が安全な場所ならば、復興庁、 内閣府、資源エネルギー庁、環境庁の事務所をそ こにつくり働いてください。	内閣府	線量につきましては、年間20mSVを時間になおしますと3.8 $\mu$ SVでございます。この線量に達したからすぐに戻れというわけではございません。あくまでも、こちらの避難指示解除準備区域になりますと、事業の開始も可能になるということで書かせて頂いております。20mSVというレベルでは広島・長崎での疫学データを充分に踏まえている。ICRPなどその他の国際機関の専門家の共通の知見としまして、20mSV以下では、人体に与える影響は少なく他のリスクに紛れるほど小さいという話でして、今後20mSVをスタートラインとしまして生活環境の整備を進めていこう考えております。線量の面からいいますと、私どもも住民の皆さま方も、昼間線量管理をしながらですけども、働くことができる線量であると考えております。
21	東電ではなく、経産省が賠償案をつくべきではない か。	資源エネルギー 庁	加害者である東京電力に任せず、国もしっかりとやらせて頂きたいと考えております。我々が東京電力に作らせた賠償基準の考え方の根本となる指針を作った原子力損害賠償紛争審査会は中立的な機関でありまして、その指針に沿ったものを具現化していく次第であります。中立的な機関である原子力損害賠償紛争審査会の方針に沿って、これに反しない形で東京電力にしっかりと具現化するようなものを、国も率先してやっていくといったところをやらせて頂いています。今後とも続けさせていきたいと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
22	一括支払いの場合の精神的賠償は、五年分を受け 取ると終了してしまうのか。	資源エネルギー 庁	精神的損害の5年後の事でございますと、原子力損害賠償紛争審査会の方でも避難指示解除が行われるまでは、精神的賠償は続くとしている。それは、避難指示解除がされた後でも、すぐには消えるわけではなくて、相当期間続けるという。これはまだ具体的には決まっておりませんが、こういった上でそこまで続けるといった内容になっております。そういった原子力損害賠償紛争審査会の中間指針でもしっかりと実現するように、これに限らずこの後についても皆様の事情に応じた対応が出来るようにして参りたいと思います。
23	総理大臣が避難指示を出した以上、帰るまで国の 責任。	資源エネルギー 庁	ご指摘のとおりでございます。原子力災害対策本部長は総理大臣でございます。 避難指示により、皆様の避難生活が継続しているわけでございます。国が責任を持つところは、 しっかり責任をもって対応させて頂きたい思います。
24	福島第1原発の爆発して屋根が無い状況で安全といえるのか。	原子力規制委員 会	ご不安を感じているのは最もだと思います。水素爆発でこのような形になっているわけでございます。原子力規制委員会が出来る前の話でございます。具体的に原因の話を申し上げますと、調査委員会の中でも意見が分かれているところでございます。原子力規制委員会の方できっちりとやっていきたいと思っております。今の福島第1原発の原発の状況で行きますと、30年40年廃炉にはかかるということでございまして、その間の安全につきまして確保できるのかということでございますと、やるのが正に原子力規制委員会でございます。事故を機に、原子力保安院をなくしまして、推進の官庁から独立した形にしまして、新たに9月13日に発足したところでございます。正に最大の課題が、福島第1原発を安全に廃炉にもっていくということでございます。では最大の課題が、福島第1原発を安全に廃炉にもっていくということでございます。今新しい枠組みを作ろうとしています。特定原子力施設ということで、見た目発電所でも既存法律で見ることは適当ではないということで、これまで法律を犯しているということではございませんで、応急的措置でやってきたわけでございますが、規制当局として命令がかけられるような根拠をもって、そのような枠組みをもって特定原子力施設に実施計画をつくってもらって、きっちりと中立的な立場でチェックをして事業者にやらせるといったところでございます。ご不満のないような形に、規制当局は震災後に地に落ちたようなものでございますが、それをなんとか挽回したいというふうに考えておりますけど、一つずつ対応していきたいなと思っております。ご不満な点、御最もだと思います、それが無いようにきっちり規制当局で対応していきたいと思っております。実施計画を業者に出させて、どのようなリスクがあるか、すべて明らかにしても、これで安全ですということはありませんということを、今回の事故で規制当局も十分認識しておりますので、可能な限り安全にするというふうにこのスキームでやっていきたい考えております。
25	孫と過ごす家や環境が失われた等、思い出が失わ れたことは、精神的賠償と別に賠償するべきだ。	資源エネルギー 庁	精神的賠償のお孫さんと過ごした思い出とか、お孫さんが集まるような家が浪江町にはあったのだけれども、こういった部分への損害というの無いのかというご指摘でございます。 精神的な損害の査定というのは、非常に難しゅうございまして、そこのところは専門家である原子力損害賠償審査会の中立的な専門家が定めたところによります中間指針にそりまして、現行では一人月額10万円というところで対応させて頂いております。 一方で他の方々からもご意見ございましたけれども、精神的な苦痛で感じることは違うと言ったところで足りないとというご意見が多数寄せられたところは、今ご意見を頂いたところも含めまして、原子力損害賠償審査会の方にも私たちの方でお伝えして、意見を踏まえて何かしらのアクションを頂けるように、お願いしていきたいと考えております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
26	震災翌日に浪江町でテルル132が測定されている この線量を教えて頂きたい。	東京電力	申し訳ございませんが、手元にデータが無いためお答えできません。
27	年間20mSVの空間線量率が3.8μSVとなるのは誤りではないか。	内閣府	空間線量 $3.8  \mu  \text{SV/h}$ で、 $8$ 時間を屋外、 $16$ 時間を屋内とした場合に、屋内の遮蔽係数 $0.4$ をかけまして積算をしますと年間 $20  \text{mSV}$ になるという式でございます。 空間線量から人体の被ばく線量を推定するための換算式でございまけれども、実際に被ばくした線量を計ると十分に適切であると示されております。 従いまして、実際の空間線量が $3.8  \mu  \text{SV}$ の場合では、年間 $20  \text{mSV}$ よりも低くなるというのが一般的だということでございます。 航空機モニタリングにおいて、実態にどの程度比較しているのか、私どもでも測定いたしました。その結果、 $3.8  \mu  \text{SV/h}$ の場所に生活されていた方というのは、年間 $20  \text{mSV}$ も被ばくされている方は、確認されていないという事でございます。
28	航空機で空間線量を計測した結果に、速度も考慮 されているのか。	内閣府	航空機モニタリングにつきましては、上空150mから300mのところをヘリコプターで計測する前に、地上のいくつか標準的な場所で線量を計りまして、飛んで計ってみて、これがどの程度整合しているのか相関して、補正が必要であれば補正をするというプロセスを得た上で、実際の航空機モニタリングを行っております。その結果、個々の地点の線量のばらつきはございますけども、測定した地域の平均的な線量には航空機モニタリングで一致します。
29	危険な状態にある福島第1原発の20km圏内で警戒 区域が外されるということはあるのか。	内閣府	警戒区域の解除でございますが、昨年の12月に政府と東京電力がいわゆるステップ2の到達への確認をしております。これが原子力発電所がかなり安定してきたという事でして、低温に保たれて、放射性物質も拡散がしっかりと管理されていること、冷却系その他のシステムが多重化等の対処を講じてしっかりと維持可能なこと、これを確認したといことございます。震災の際に避難をお願いしていしまった訳でございますけど、今後このような事が無いという事を政府として確認をした上で、警戒区域の見直しを行う事を決定したという次第でございます。
30	最終的な避難解除は誰が行うのかはっきりさせて 下さい。	内閣府	避難指示、避難指示の解除につきましては、現原子力災害対策本部町の総理の指示に基づいて行っておりますので、最終的には国の方でおこないます。 但しこれを一方的に行うような事はありません。国はしっかりと町とこのような場を用いて、住民の方々の意向を充分踏まえた上で、皆様の納得を頂きながら解除を決定させて頂くというプロセスをおこなう予定であります。
31	住民票では一家族となっているが、生計は3つに分かれています。住民票で財物賠償を行うと損をしてしまう。	東京電力	現在の賠償では、住民票を基に考えさせて頂いております。今伺った内容につきましては、上申させて頂くということで、この場での回答は、申し訳ございませんが明確な回答は出来ません。但し、基本的には住民票で換算させて頂くということでございますので現時点で申し上げられるのは、そこまでということになります。